

公開申入書

文部科学大臣 永岡 桂子 殿

法務大臣 葉梨 康弘 殿

検事総長 甲斐 行夫 殿

2022年10月11日

全国靈感商法対策弁護士連絡会

代表世話人 弁護士 郷路征記（札幌） 弁護士 中村周而（新潟）
 弁護士 河田英正（岡山） 弁護士 平岩敬一（横浜）
 弁護士 山口 広（東京）
 事務局長 弁護士 川井康雄（東京）

第1 申入れの趣旨

- 1 文部科学大臣は、世界平和統一家庭連合（旧統一教会）に対し、速やかに、宗教法人法第81条1項に基づき解散命令を請求されたい。
- 2 法務大臣は、検察官を通じ、世界平和統一家庭連合（旧統一教会）に対し、速やかに、宗教法人法第81条1項に基づき解散命令を請求されたい。

第2 申入れの理由

1 はじめに

世界平和統一家庭連合（以下「旧統一教会」という。）に対し解散請求をすべきである理由は、当連絡会が本年9月16日に採択し、文部科学大臣、法務大臣に対しそれぞれ同月21日付で送付した声明文の、声明の趣旨2項及びその理由のとおりである。

しかしながら、これと前後し、文化庁宗務課から、解散請求を行うことに対する消極的な意見が随所で明らかにされたので、当該意見が誤りであり、不当

であることを指摘する必要がある。

また、上記声明後に行われた旧統一教会による動きについても、解散請求との関係で説明を行い、さらに、解散請求については文部科学大臣と検察官とが共同して行うべきであると考えてるのでその理由も明らかにする。

2 文化庁宗務課の消極意見について

(1) オウム高裁決定について

文化庁宗務課が「解散請求が難しい」とする理由は、宗教法人法第81条1項の「法令に違反」の解釈について、オウム事件の高裁決定（平成7年12月19日、判例タイムズ894号43頁）が「刑法等の実定法規の定める禁止規範又は命令規範に違反」することであると判示しているところ、ここでいう「禁止規範又は命令規範」に民法が含まれるのかどうか判然としない、というものである。

しかし、これは旧統一教会に対する解散請求を消極的に解する理由にはならない。

ア 同高裁決定は、たしかに「解散命令制度が設けられた理由及びその目的に照らすと、右規定にいう『宗教法人について』の『法令に違反して、著しく公共の福祉を害すると明らかに認められる行為』（1号）、『2条に規定する宗教団体の目的を著しく逸脱した行為』（2号前段）とは、宗教法人の代表役員等が法人の名の下において取得・集積した財産及びこれを基礎に築いた人的・物的組織等を利用してした行為であって、社会通念に照らして、当該宗教法人の行為であるといえるうえ、刑法等の実定法規の定める禁止規範又は命令規範に違反するものであって、しかもそれが著しく公共の福祉を害すると明らかに認められる行為、又は宗教法人法2条に規定する宗教団体の目的を著しく逸脱したと認められる行為をいう」としている。

ただし、同判示よりも前の判断を見ると、

「同法が81条1項1号及び2号前段において宗教法人に対する解散命令制度を設けたのは、宗教団体が、国家又は他の宗教団体等と対立して武力

抗争に及び、あるいは宗教の教義もしくは儀式行事の名の下に詐欺、一夫多妻、麻薬使用等の犯罪や反道徳的・反社会的行動を犯したことがあるという内外の数多くの歴史上明らかな事実に鑑み、同法が宗教団体に法人格を取得する道を開くときは、これにより法人格を取得した宗教団体が、法人格を利用して取得・集積した財産及びこれを基礎に築いた人的・物的組織等を濫用して、法の定める禁止規範もしくは命令規範に違反し、公共の福祉を害する行為に出る等の犯罪的、反道徳的・反社会的存在に化することがありうるところから、これを防止するための措置及び宗教法人がかか
る存在となったときにこれに対処するための措置を設ける必要があると
され、かかる措置の一つとして、右のような存在となった宗教法人の法人
格を剥奪し、その世俗的な財産関係を清算するための制度を設けることが
必要不可欠であるとされたからにほかならない」（下線は当職らによる加筆）としている。

すなわち、同決定は、前記判示後半の禁止規範又は命令規範の例示である刑法「等」に対応する内容として、「反道徳的・反社会的行動」「法人格を利用して取得・集積した財産及びこれを基礎に築いた人的・物的組織等を濫用して、法の定める禁止規範もしくは命令規範に違反し、公共の福祉を害する行為に出る等の犯罪的、反道徳的・反社会的存在」に化したことを挙げているのであり、「法令」を犯罪行為に対応する刑法に限定せず、反道徳的、反社会的行動をも対象として含めるものとしていることが明らかなのである。

そもそも、宗教法人法第81条1項の「法令」が刑法に限定されるのであればそのことが明記されるはずであるから、文言解釈上も、「法令」を狭く解する理由は無いのである。

イ この点、旧統一教会は、その伝道活動や献金勧誘行為について、司法の場で繰り返し民法第709条の不法行為責任または民法第715条の使用人責任を負うとの判決を受けている。そして、京都大学の故潮見佳男教授によれば、民法の「不法行為とは、私的生活関係において他人の権利を侵害する行為であって、法秩序がその権利を保護するために、行為者の権

利にも配慮しつつ設定した禁止・命令規範に違反すると評価されるものという」とされている（潮見佳男著「不法行為法Ⅰ（第２版）」信山社出版）。また、民法が「実定法規」に該当することも明らかであるから、民法上の不法行為責任及び使用者責任が認められている旧統一教会については、オウム高裁決定の「刑法等の実定法規の定める禁止規範又は命令規範に違反」という宗教法人格解散の要件を満たしていることは明白である。

ウ これに加え、旧統一教会の伝道活動や献金勧誘行為が違法であるとされた多くの民事判例の判示は、いずれもこれらの行為が「社会的相当性を逸脱」したものであることを理由として民法上の不法行為に該当する、としている。

少なくとも上記の「社会的相当性逸脱」を理由とする不法行為が社会に対して繰り返されている場合には、「反社会的行動」に該当するものとして「法令に違反し」たものと判断すべきである。

よって、旧統一教会は、前記判示にあるように、「法人格を利用して取得・集積した財産及びこれを基礎に築いた人的・物的組織等を濫用して、法の定める禁止規範もしくは命令規範に違反し、公共の福祉を害する行為に出る等の犯罪的、反道德的・反社会的存在に化」していることが明らかである。前記オウム高裁決定はむしろ、旧統一教会の解散を認めるべき根拠とさえ言えるのである。

エ さらに言えば、上記高裁決定の「刑法等の実定法規の定める禁止規範又は命令規範に違反」との判示部分は、判例として確立したものではない。

同事件の解散請求に対してはオウムからの特別抗告により最高裁の判断が下されているが（最高裁判所第１小法廷決定、平成８年１月３０日、判例タイムズ９００号１６０頁）、そこでの判断は、解散命令が内部信者の信教の自由を侵害することになるかに関するものに限られており、前記高裁決定による宗教法人法第８１条１項の解釈に関する判断ではない。

オウム事件では解散請求の前提として地下鉄サリン事件の発生、そしてサリン生成による殺人予備罪が既に刑事事件として係属していたという特殊性があり、前記オウム高裁決定はそうした事案であることを踏まえ

て下された事例判断に過ぎない。

同決定の文言に拘泥し、刑事事件が無い限り解散請求はできないとするのは、被害者となった多くの国民の側の信教の自由、財産権の保護を蔑ろにする不当なものといわざるを得ない。

かかる観点からすると、現在までに解散請求の検討すらしてこなかった文化庁宗務課の対応は極めて問題といわざるを得ない。このような対応は、旧統一教会の被害について初めて国（実質的には宗務課）の不作为の責任を問うた裁判（鳥取地方裁判所米子支部平成21年（ワ）第170号）の和解調書（但し更正前）に記載された「被告国においても、従前の宗務行政の適法性・妥当性に対する疑問の余地がないわけではない」との裁判所の指摘、そして国が「宗教法人法の趣旨目的に則り、適切にその職務を行っていく」と同和解調書で約束した内容を反故にしているも同然の態度であって、猛省すべきである。

オ 文化庁の上記主張・姿勢には、宗教法人に対する税制上の優遇＝事実上、国から宗教法人への助成金となっている、という視点が欠如していると思われる。現行法制では宗教法人格と税制上の優遇は区別されていないため、宗教法人格を維持する限り、税制上の優遇も続くことになる。旧統一教会について解散請求を検討する際には、前述の刑事事件の有無といった条文にない要件を加えて解散請求を消極に解するのではなく、「旧統一教会は税制上の優遇措置を受けるに値するか」という観点から積極的な検討を行うべきである。

（２）社会通念に照らし、当該宗教法人の行為であるといえるといえること

ア 前記オウム高裁決定では、問題となる行為が当該宗教法人による行為でない場合でも、社会通念に照らして、当該宗教法人の行為であるといえる場合には、解散請求の要件である「宗教法人について」に該当する、としている。

この点、当連絡会のホームページでは、旧統一教会の責任を認めた28件の民事裁判情報を掲載している。これらのほとんどは、信者による伝道活動、献金勧誘行為に対し、旧統一教会の使用者責任が認められたもので

あるものの、これほど多数回、長期間に亘り、各地における違法な勧誘行為について使用者責任が認められているということ、そして本来、伝道活動や献金勧誘活動は宗教法人の目的に沿った活動であることに鑑みれば、「社会通念に照らして」（前記オウム高裁決定の判示参照）、いずれも旧統一教会による行為であると判断されるべきである。

また、同掲載のN o 2 7、東京地判平成28年1月13日、東京高判平成28年6月28日は、旧統一教会の組織的不法行為を認定し、民法第709条に基づく法人の不法行為責任を認めている。

イ さらに、2007年から2010年にかけて相次いだ、特定商取引法違反11件、薬事法違反2件の全国的な刑事摘発では、販売目的を告げずに販売店舗に客を連れてきてその不安を殊更煽って商品を購入させたり、高麗人参液の効能を謳って販売したりするなど、手口の共通性が認められる。とりわけ2009年の新世事件の東京地裁判決では「役員も販売員も全員が統一教会信者」「手法が信仰と渾然一体となっているマニュアルや講義」「統一教会の信者を増やすことをも目的として違法な手段を伴う印鑑販売を行っていた」「相当高度な組織性が認められる継続的犯行の一環」などと認定されている。

ウ これに加え、最近までに当連絡会に寄せられた旧統一教会の内部資料においても、旧統一教会が全国各地の地方組織に献金ノルマを課し、同様の手口、説得方法により過大な献金を搾取し続けたりしていた実態が明らかとなっている。こうしたノルマを達成するために全国で手口を共通にした正体隠し伝道活動、献金勧誘行為がなされていることからすると、これらの行為が旧統一教会による行為と評価されるべきであることは明らかである。

エ 通常、宗教と信者の間に雇用関係はないので、宗教団体は信者の違法行為について使用者責任を負わない。統一協会の場合は、ア、ウで述べたとおり、統一協会の指揮命令下において違法行為を行っていたことまで認定されているから使用者責任を負うものであり、判決の結論が統一協会の不法行為責任が使用者責任を理由とすることは宗教法人上の解散命令を否定

する理由にはならない。

3 著しく公共の福祉を害すると明らかに認められる行為であること

(1) 被害の程度が重大であること

ア 信教の自由の侵害

旧統一教会の最大の問題は、勧誘されて信者になった方々の信教の自由が侵害されている、ということである。少なくとも、1980年代に霊感商法の問題が広く報道されて社会に注目されて以降、統一教会の名称を予め知りながら入会した信者というのは、いたとしても極めて少数であったはずである（旧統一教会自身が、そうした社会的な悪評を理由に、正体隠しの伝道をしていたことを認めている。）。逆に言えば、大多数の信者は、旧統一教会による勧誘であったことを知らされないまま勧誘され、それが旧統一教会の教義であることを知らされないままその教義を事実だとして植え付けられて信者にさせられたもの、ということになる。

信仰はその人の人生にとって極めて大きな意味を持つ。まして、それが旧統一教会のように、一旦入信してしまうと、万物復帰の教義の下で多額の財産を収奪されたり、教祖が定めた相手と結婚させられたり、新たな被害者を生み出す伝道活動に従事させられたりといった活動に従事させられる場合、そして脱会すると地獄に落ちるといような内容を教えこまれるため自らの判断で脱会することが極めて困難である実情に鑑みると、その人の人生に与える影響は計り知れないものとなる。

そうすると、そのような宗教に入信するかどうかには際しては、団体名は勿論のこと、それが宗教団体の勧誘であることや入信後の中核的活動を予め説明されることはその人の信教の自由を保護する上で極めて重要なものとなる。その説明がされず、あるいは意図的に嘘の説明がされて信仰を持たされたということは、その人の人生にとって致命的ともいえるべき重大な侵害を生み出す信教の自由への侵害があったことになるし、そのようにして持たされた信仰が、その後の多額な財産被害を含め多くの被害を生み出しているのである。

こうした正体を隠した伝道活動が違法であることは、平成12年9月14日広島高裁岡山支部判決（民事裁判情報N○8）、平成13年6月29日札幌地裁判決（同N○10）、平成14年8月21日東京地裁判決（同N○12）、平成14年10月28日新潟地裁判決（同N○14）、平成15年5月21日大阪地裁判決（同N○15）、そして平成24年3月29日、平成26年3月24日札幌地裁判決（同N○24、26）と、長期間に亘り全国各地で認められている。なお、資料1にある通り、こうした正体隠し伝道は、旧統一教会の2009年コンプライアンス宣言以降も続けられているのである。

このような重大な人権侵害が長期間に亘り全国各地で多数人に対し行われてきたことは、旧統一教会が「著しく公共の福祉を害すると明らかに認められる行為」をしてきたものと認められる。

イ 財産権の侵害

旧統一教会による違法な献金勧誘行為、物品購入勧誘行為に対する違法性が認められた主な判決としては平成6年5月27日福岡地裁判決（民事裁判情報N○1）、平成9年10月24日東京地裁判決（同N○2）、平成9年4月16日奈良地裁判決（同N○3）、平成8年1月23日高松地裁判決（同N○4）、平成11年3月23日仙台地裁判決（同N○5）、平成11年12月16日福岡地裁判決（同N○6）、平成12年4月24日東京地裁判決（同N○7）、平成12年9月14日広島高裁岡山支部判決（同N○8）、平成13年11月30日大阪地裁判決（同N○11）、平成14年10月25日京都地裁判決（同N○13）、平成15年6月26日大阪地裁判決（同N○16）、平成18年10月3日東京地裁判決（同N○17）、平成19年5月29日東京地裁判決（同N○18）、平成20年1月15日東京地裁判決（同N○19）、平成21年12月24日東京地裁判決（同N○20）、平成22年3月11日福岡地裁判決（同N○21）、平成22年12月15日東京地裁判決（同N○22）、平成23年2月28日福岡地裁判決（同N○23）、平成27年3月26日東京高裁判決（同N○25）、平成28年1月13日東京地裁判決（同N○27）、

令和2年2月28日東京地裁判決（同No28）、がある。

これらの裁判で認められた損害額だけでも合計15億円を超えるが、訴訟提起したものの和解で解決した事例での和解金は資料2の通り114億円以上に上る。さらに、この他に、交渉で和解して解決した事例も甚大な量、金額に上る（ただし交渉による和解の統計データは無い）。

旧統一教会の被害者は、信者であった際に「脱会すると地獄に落ちて永遠に苦しむことになる」などと信じ込まされていることから、脱会した後も、その恐怖が抜けきらなかったり、家族にさえも相談できなかったりするケースも多く、弁護士に相談して献金等の返還請求をするのはごく一部に限られる。

そうした実情も加味すると、前記の多額の被害金額でさえも、旧統一教会の被害の一部に過ぎないということになる。

なお、旧統一教会の、日本から韓国への送金実績表という内部資料によれば、1999年は653億円、2000年は640億円、2001年は322億円、2002年は520億円、2003年は606億円、2004年は669億円、2005年は668億円、2006年は469億円、2007年は750億円、2008年は600億円、2009年は585億円、2010年は575億円、2011年は594億円とされている（但し2007、2008年は推定、とされている）。これら巨額の金員のほとんどが日本人からの、違法な献金勧誘や物品販売勧誘で集められた金員であることが容易に推認されるのである。

このような莫大な金額が日本人から搾取されていた点だけからしても、日本人の財産権の侵害が重大であることは明白であって、旧統一教会が「著しく公共の福祉を害すると明らかに認められる行為」をしてきたものと認められる。

（2）長期的に亘り継続されてきたこと

上記のような信教の自由、財産権に対する重大な侵害行為は長年に亘り継続されてきたものである。前記の通り、これらの行為を違法と断じた裁判例が多数存在するが、伝道活動の違法性は平成12年9月14日広島高

裁岡山支部判決（民事裁判情報N o 8）で最初に認められたにも拘わらず、旧統一教会は、以後少なくとも約16年に亘り、正体隠しの伝道を継続してきた。

また、献金勧誘行為の違法性は平成6年5月27日福岡地裁判決（民事裁判情報N o 1）で最初に認められたが、旧統一教会はそれ以降少なくとも約22年間に亘り、同様の献金勧誘を続けているのである。

（3）小括

以上の通り、旧統一教会による信教の自由、財産権に対する侵害の程度は全国に及び多数かつ深刻である。しかも、これを長期間継続することで、多くの国民の信教の自由、財産権を侵害してきたのであって、旧統一教会が「著しく公共の福祉を害すると明らかに認められる行為」をしてきたと優に認められる。

4 今後の改善が見込まれないこと

- （1）旧統一教会は、2009年に「コンプライアンス宣言」を行い、また、2022年9月21日以降「教会改革」と称し、上記コンプライアンス宣言を徹底した上、今後、裁判で問題とされたような献金勧誘はせず、伝道活動では家庭連合の名称を明示し、被害を訴える方に誠意を尽くして対応する、などと主張している。

かかる主張は、解散請求があった際に、「解散事由にかかる事情変更があった」と言うための布石であろうと考えられるが、以下の通り、旧統一教会のこれらの主張は到底信用出来ない。

- （2）韓国本部の指示に対する言及が無いこと

旧統一教会の献金集めや伝道は、現在の教団総裁である韓鶴子及びその周辺幹部からの指示によってなされている。コンプライアンス宣言や教会改革のとおりの方針が仮に実施された場合、従前のように多額の献金を日本の組織で集めて韓国に送ることができないことは明らかである。2009年の「コンプライアンス宣言」の際も信者の生活状況に比して過大な献金をさせないことを各教会指導者に徹底させるとの指示がなされたにもか

かわらず、韓国への送金指示は変わらず、上記のとおり、2009年以降も従前とほぼ変わらない送金が行われてきたのである。このような経緯や、その資金が世界各国での活動資金となっているという実態からして、韓国本部が韓国への送金指示を止めたり、大幅に減額したりすることは到底考えられない。

しかも、アベルカインの教義上、日本は韓国本部からの指示に逆らえないのであるから、上記のような主張をするのであれば、韓国本部としての方針変更が明確にされない限り信用することはできない。

(3) 過去の被害に対する対応

上記の通り、過去の被害についての旧統一教会の対応は、被害の声が上がってはじめて対応する、というものである。旧統一教会は、2009年の「コンプライアンス宣言」以降も、少なくとも資料1（特に53番以降）にあるように、正体隠しの伝道や過大な献金勧誘について損害賠償を求める通知書を多数受けて来たにもかかわらず、本年に至るまで伝道や献金勧誘のあり方について自ら顧みることはなかったのである。

この点、「旧統一教会」問題関係省庁連絡会議における「旧統一教会」問題合同電話相談室には、本年9月5日から22日までの僅か18日の間に、旧統一教会の金銭的トラブルの相談が919件も寄せられており、現在も同相談が継続していることから、旧統一教会は現在も多数の金銭トラブルを抱えていることになる。

もとより、前記の通り、旧統一教会の伝道勧誘や献金勧誘の違法性を認める判決が長期間に亘り各地で下されていることからして、現役信者、あるいは元信者で被害の声を上げていない者であっても、実際にはその多くが正体隠し伝道や違法な献金勧誘をされていた可能性が高いのであるから、旧統一教会として取るべきなのは「被害の声があれば対応する」という臭い物に蓋をするという対応ではなく、積極的に、現在の信者、過去に信者であった者に対し、正体隠しの伝道や先祖因縁等を用いて不安を煽った献金実態の有無を調査し、その結果を公表する、という対応である。

この点は、当連絡会の本年9月16日付声明でも明示したところであり、

当連絡会は同声明を同月22日に旧統一教会へ送付し、同年10月7日までに、同要求に応じるかどうかを求めているが、期限を過ぎた現在でも回答は無いままである。

以上の事実からすれば、旧統一教会は過去の被害に対する積極的な調査を行う意向を有していないことが明らかであり、このような姿勢は到底、法令遵守（コンプライアンス）に値するものとはいえない。

（４）発表の時期

前記コンプライアンス宣言が出された時期は、2009年3月のことである。

既に述べた通り、伝道活動の違法性は2000（平成12）年9月14日広島高裁岡山支部判決（民事裁判情報N○8）で最初に認められ、献金勧誘の違法性は1994（平成6）年5月27日福岡地裁判決（民事裁判情報N○1）で最初に認められた。しかし、旧統一教会はこうした司法の判断に従わず、少なくとも上記コンプライアンス宣言までの期間、違法な伝道活動、献金勧誘行為を繰り返していた。

コンプライアンス宣言は、2007年から相次いだ刑事摘発に危機感を持った旧統一教会が、それ以上の刑事摘発を抑えるために発表した、言わば刑事事件対策に過ぎないのである。

同じく、今回の「教会改革」も、旧統一教会の被害実態に対し社会が注目し、法規制や解散請求の声が上がってきたため、それを回避する目的で出されたものに過ぎないのである。

内省的な経緯で発せられたものでなく、上記の通り外部要因により発せられたものに過ぎず、「教会改革」なるものは全く信用性が無い。

（５）内部に向けられた内容

さらに、上記「教会改革」は、過去の行いの過ちを認めて真摯に反省したものでは全くないことが、以下の事実から明らかである。

すなわち、旧統一教会機関誌である「世界家庭」2022年10月号（資料3）によれば、旧統一教会の現教祖である韓鶴子は、本年8月18日に韓国・清平で行われた「ビジョン2027 神統一韓国安着勝利～在韓日本

宣教師会40周年記念特別集会」において、日本国内の旧統一教会批判の状況について「陣痛」と表現した上で「恐れてはいけません。強く大胆に進み出なさい。必ずや陣痛は過ぎ去ります。」などと、過去の違法行為に対する反省が全く見られない発言を行った。同日行われた「2022世界平和宗教人連合総会」では日本の統一教会の幹部信者である近藤徳茂氏が日本の状況について「マスコミは、家庭連合批判を繰り返しています。家庭連合を悪と決め付け、家庭連合に対する献金を即、被害と決めつけるような報道がまん延し、国民に無神論的観点からの批判を刷り込むような報道の毎日です。家庭連合関連の団体等に祝電を送った議員を次々とつるし上げて反省の弁を強いる魔女狩り的な報道が繰り返され、はなはだしくは、安倍晋三元総理が『シンクタンク2022』にビデオメッセージを送ったこと自体も問題視しています」と述べた。

さらに、同紙掲載の田中富広会長の挨拶では「安倍晋三元首相が銃弾に倒れて以来、容疑者の犯行動機やその背景が検証・解明されないままに、メディアの論点は完全に当法人のバッシングにシフトされました。神と霊界を否定する共産主義思想を背景にした弁護士やコメンテーター、さらには人権派の仮面をかぶって登場する人たちに、今やメディア界は完全に踊らされています。」「中立的な識者は、メディアの論点が過激に誘導されることに危惧を感じ、当法人への宗教差別であり、信教の自由を軽んじる愚行であると論陣を張り、現代の『魔女狩り』とまで揶揄しています。」「このたびのメディア報道は、私たちを『反社会的団体』『カルト団体』であると断定し、当法人のみならず、友好団体である全ての関連団体を含め、『完全断絶』を図っています。正に現代の魔女狩りと言わざるをえません。」との発言がある。

こうした内部信者向けの幹部らの「つるし上げ」「バッシング」「共産主義思想を背景にした弁護士やコメンテーター」等の発言は、前記コンプライアンス宣言や教会改革が、過去の自分たちの行為（しかも裁判で違法とされたもの）の誤りを認めたものではなく、真摯に反省してこれを抜本的に改めることにしたものでもない。現在上がっている世論の批判や、統一

教会に対する規制や解散請求の声を弱めようとするためのものでしかないことを示すものである。

5 検察官が共同で行うべきであることについて

(1) 上記述べた内、特に2007年～2010年にかけての刑事摘発の資料は、旧統一教会の組織性、悪質性を裏付ける上で重要な資料になるところ、これらの資料は宗務課には存在しないものと思われる。

(2) また、これらの資料を分析し、手口の共通性や、旧統一教会の組織性を立証するためには、検察官の目が欠かせない。

特に、当連絡会のホームページ掲載の刑事裁判情報No.26の新世事件は詳細な内部資料を基に、「本件犯行は相当高度な組織性が認められる継続的犯行の一環」と認定しており、そうした組織性が旧統一教会の教義や教団としての目的に由来することを判断する上で重要な事件である。

また、No.31の町田ポラリス事件は、被害者を直接勧誘した販売員だけが逮捕され、罰金の有罪判決を受けたが、その後同被害者に対し、夫の癌の原因は先祖の因縁のせいである、因縁解放が必要などと働きかけ、その後約800万円余りの被害を生み出した婦人部長には何らの処罰も無かったという、極めて不可解な事件処理がなされており、改めて旧統一教会の関与を含めた事件全容を解明する必要がある。

かかる趣旨から本申入書を念のため検事総長宛にも送付する。

6 立法府（国会）が求めている所轄庁の職責

立法府（国会）は、平成7年に宗教法人法を改正し（宗教法人法の一部を改正する法律（平成7年法律第134号、平成7年12月15日公布、平成8年9月15日全面施行）、宗教法人について法第81条（解散命令の請求）の事由に該当する「疑い」がある場合には、所轄庁が報告徴収、質問できる権限を与えた（法第79条の2）。

この改正の立法事実には、旧統一教会による不法行為も含まれていた。改正に向けて開かれた参議院宗教法人法等に関する特別委員会において、大臣が

「靈感商法」と明言していたほか（平成7年11月29日）、当連絡会山口廣弁護士を招致した上で詳細な参考人質疑も実施されている（同年12月4日）。このように、立法府（国会）は、旧統一教会による不法行為への対応も含めて、宗教法人法が改正されたのである。

しかし、冒頭のとおり、文化庁宗務課は、自ら何も調査をしないまま、解散請求は難しいなどという見解を述べている。立法府（国会）が求めた職責を全く果たしていないというほかない。

7 結語

以上から、当連絡会は、文部科学大臣と法務大臣に対し、旧統一教会に対する解散請求を速やかに行うよう求めるものである。

なお、第6回靈感商法等の悪質商法への対策検討会の資料によれば、令和4年度における文化庁宗務課の定員は8名、予算は約4700万円とされている。このような陣容では、解散請求の準備がおぼつかないことが懸念されるので、必要に応じ、人材、予算双方の拡充を速やかに図られたい。

以上

	性別	教会	入信時期	入信時の年齢	入信契機	被害総額	2009/3/24以前	2009/3/25以降	備考
1	女	大宮	1976年頃	33	正体を隠し自宅訪問、印鑑販売を経てVCへ	1億以上のはずだが詳細不明	左に同じ	21,500,000	交渉
2	女	江東・長野市城東・長野・上越・北長野	1983年	19	同僚女性が正体を隠して小岩のビデオセンターへ勧誘	12,897,200	7,381,200	5,516,000	交渉
3	女	堺・大阪	1984年	52	正体を隠し自宅訪問、関連施設へ	36,072,300	28,835,900	7,236,400	交渉
4	女	江戸川・横浜・京阪	1984年7月	20代	新小岩駅、正体を隠したアンケート調査からVCへ	37,326,673	35,792,363	1,534,310	交渉
5	男	八千代・船橋・千葉・市原	1984年8月	不明	津田沼駅前、正体を隠し勧誘、VCへ	24,958,235	24,828,235	130,000	交渉
6	女	名古屋	1986年頃	30代	不明	31,770,000	16,270,000	15,500,000	交渉
7	女	小田原	1987年頃	44	知人が正体を隠し勧誘、ダミー団体へ	69,293,000	33,070,000	36,223,000	交渉中
8	女	江戸川・高知中央	1987年5月	19	正体を隠し自宅訪問、VCへ	4,701,280	4,572,160	129,120	交渉
9	女	堺西	1988年	54	知人が正体を隠し勧誘、VCへ	38,524,800	16,324,800	22,200,000	交渉
10	女	岐阜	1988年8月	30	正体を隠し自宅訪問、印鑑販売を経てVCへ	104,393,000	78,703,000	25,690,000	これから交渉
11	女	八尾	1989年年末	49	正体を隠し自宅訪問、手相を観てVCへ誘う	84,753,000	67,330,000	17,423,000	交渉
12	女	金山	1990年	50	正体を隠して自宅訪問、護摩木	149,767,866	47,301,103	102,466,763	交渉中
13	女	大阪	1991年	24	身内から正体を隠してVCに誘われた	39,982,690	35,520,000	4,462,690	交渉
14	女	金沢	1991年	62	正体を隠し自宅訪問、関連団体へ	32,802,346	32,079,346	723,000	交渉
15	女	仙台	1991年	63	正体を隠し自宅訪問、VCへ	63,744,839	62,898,039	846,800	交渉
16	女	豊島・新潟西・大泉	1991年12月	48	妹から正体を隠し誘われ関連施設へ	145,799,010	134,011,270	11,787,740	訴訟
17	夫婦	札幌北地?	1992年頃	20代	相手方なので不明	26,027,000	2,267,000	23,760,000	訴訟
18	女	京阪	1992年5月	38	知人から正体を隠して市民大学センター(VC)へ	43,063,791	34,433,091	8,630,700	交渉
19	女	熊谷	1993年頃	50	正体を隠し自宅訪問、珍味販売を経てVCへ	82,198,900	70,765,900	11,433,000	訴訟
20	女	緑(名古屋)	1994年8月	54	正体を隠し物販展へ	28,344,520	4,950,600	23,393,920	交渉

	性別	教会	入信時期	入信時の年齢	入信契機	被害総額	2009/3/24以前	2009/3/25以降	備考
21	女	熊本中央	1997年9月	40代	知人から正体を隠し四柱推命鑑定へ	50,673,892	43,496,492	7,177,400	訴訟
22	女	高崎・伊勢崎	1998年夏	25	正体を隠した高麗人参の訪問販売	17,982,325	17,562,325	420,000	訴訟
23	男	川崎	2001年	20	溝の口駅付近、正体を隠し運勢鑑定を経てVCへ	15,656,107	13,065,560	2,590,547	交渉
24	女	荒川	2001年9月	20代	渋谷駅南口、日暮里のビデオセンターで姓名判断	43,274,840	42,860,840	414,000	訴訟
25	女	熊本中央	2001年9月	40代	知人から正体を隠し姓名判断・印鑑販売	36,010,650	27,630,950	8,379,700	訴訟
26	女	大阪	2001年12月	33	正体を隠して誘われ印鑑購入、風水占い	115,456,500	92,916,500	22,540,000	交渉
27	女	山形	2002年頃	70代	UC系の漢方薬局で健康相談	35,000,000	23,000,000	12,000,000	交渉
28	女	台東	2003年1月	23	南越谷駅付近、正体を隠し VCへ	17,521,280	6,165,453	11,355,827	交渉
29	男	足立	2004年4月	18	東京駅付近、正体を隠し勧誘、VCへ	3,737,000	2,264,000	1,473,000	交渉
30	女	太田	2004年7月	28	土浦駅、正体を隠し手相を観て姓名判断・印鑑購入へ	5,040,000	3,440,000	1,600,000	交渉
31	女	浦和	2004年8月	61	正体を隠し自宅訪問、姓名判断と称してVCへ	66,530,000	48,260,000	18,270,000	訴訟
32	女	和歌山	2005年	63	正体を隠し自宅訪問VCへ	101,994,746	99,379,496	2,615,250	交渉
33	女	豊田	2005年8月	70	長女から正体を隠しVCへ	24,037,000	9,080,000	14,957,000	交渉
34	女	高崎・伊勢崎	2005年10月	32	子の同級生の母親から正体を隠し開運講演会へ	26,593,325	10,551,665	16,041,660	訴訟
35	女	花巻	2006年	不明	正体を隠し自宅訪問、VCへ	8,804,600	8,766,000	38,600	交渉
36	女	相模原	2006年4月	66	秦野駅、正体を隠し勧誘	162,415,600	128,450,000	33,965,600	交渉
37	女	伊勢崎	2006年11月	61	娘から正体を隠したまま教えを刷り込まれる	6,498,430	5,098,430	1,400,000	訴訟
38	女	渋谷・豪徳寺	2007年2月	57	渋谷駅、正体を隠し印鑑販売	81,072,716	45,729,680	35,343,036	訴訟
39	女	荒川	2007年5月	24	池袋、正体を隠し手相を見るべく関連施設へ	5,594,664	1,501,015	4,093,649	交渉
40	女	太田	2007年8月	36	妹から正体を隠し開運講演会へ	11,485,168	8,660,000	2,825,168	訴訟
41	女	前橋	2007年8月	57	正体を隠し自宅訪問、VCへ	14,471,891	9,490,000	4,981,891	交渉

	性別	教会	入信時期	入信時の年齢	入信契機	被害総額	2009/3/24以前	2009/3/25以降	備考
42	女	赤羽	2007年9月	38	池袋駅付近、正体を隠しVCへ	28,378,220	17,674,000	10,704,220	交渉
43	女	鷲宮	2007年年末	46	正体を隠し自宅訪問、手相等を親て開運講演会へ	81,273,000	19,970,000	61,303,000	交渉
44	男	太田	2008年ころ	38	姉から正体を隠し四柱推命鑑定へ	15,060,000	0	15,060,000	交渉
45	女	伊勢原	2008年1月	78	近隣の知人から正体を隠し誘われ関連施設へ	66,370,000	40,000,000	26,370,000	交渉
46	女	足立	2008年6月	22	有楽町、正体を隠し手相を見るべく関連施設へ	8,676,365	787,300	7,889,065	交渉
47	女	杉並	2008年8月	52	小田急百貨店新宿店前、正体を隠し風水勉強会へ	31,757,640	29,802,490	1,955,150	交渉
48	女	長野	2008年秋	37	正体を隠し自宅訪問、手相等を親てVCへ	12,047,600	50,000	11,997,600	交渉
49	女	京阪	2008年秋	54	正体を隠して自宅訪問、人参茶の店舗へ	8,580,000	0	8,580,000	交渉
50	女	藤沢	2008年10月	76	正体を隠し自宅訪問、印鑑販売を経てVCへ	13,697,000	537,000	13,160,000	交渉
51	女	杉並	2008年10月	61	JR新宿駅構内、正体を隠し勧誘、VCへ	11,633,000	5,363,000	6,270,000	交渉
52	女	世田谷	2008年12月	20代	新宿駅西口、正体を隠し運勢鑑定につなげられた	1,715,000	915,000	800,000	交渉
53	女	町田	2010年ころ	50代	知人が家系についての勉強を勧誘	6,212,082	0	6,212,082	訴訟
54	女	町田	2010年ころ	50代	妹が家系についての勉強を勧誘	1,760,000	0	1,760,000	訴訟
55	女	阿佐ヶ谷	2010年8月	53	新宿駅西口、正体を隠しVCへ	8,450,000	0	8,450,000	交渉
56	女	長野	2010年10月	48	正体を隠し講演会に誘い運勢鑑定へ	16,360,000	0	16,360,000	交渉
57	女	小田原	2011年5月	74	正体を隠し自宅訪問、VCへ	120,000	0	120,000	交渉
58	女	東大阪	2011年9月	50代	正体を隠し自宅訪問VCへ	9,366,000	0	9,366,000	交渉
59	女	長野	2012年3月	37	知人が正体を隠し四柱推命鑑定と称してVCへ	13,746,670	0	13,746,670	交渉
60	女	市原	2013年5月	49	正体を隠し自宅訪問、VCへ	1,879,000	0	1,879,000	交渉
61	女	大泉	2013年6月	54	所沢駅西口、正体を隠したアンケート調査	1,750,060	0	1,750,060	交渉
62	女	大泉	2013年6月	54	所沢駅西口、正体を隠したアンケート調査	3,932,000	0	3,932,000	交渉

	性別	教会	入信時期	入信時の年齢	入信契機	被害総額	2009/3/24以前	2009/3/25以降	備考
63	女	大泉	2014年9月	64	大泉学園で正体隠し勧誘 →VCへ	13,383,896	0	13,383,896	交渉中
64	女	彦根	2016年8月	67	自宅訪問, VCへ	7,426,622	0	7,426,622	交渉

※2022/9/13時点作成

合計	2,269,845,339	1,499,801,203	791,544,136
----	---------------	---------------	-------------

靈感商法～既に解決した主な和解例

資料 2

2018.3.1 現在

	裁判所	事件番号	提 訴 日	請求金額	和解日	和解金額	
1	横浜地裁	S61(7)3018号	S61.11.1	18,000,000	S62.2	12,600,000	※
2	大阪地裁	S62(7)2737号	S62.3.25	12,066,000	S63.10.19	12,066,000	
3	横浜地裁	S62(7)915号	S62.4.7	163,534,000	S63.6.29	121,183,400	
4	京都地裁	S62(7)828号	S62.4.14	44,386,000	S63.8.1	金額不明	※
		S62(7)829号	S62.4.14	79,829,500	S63.9.22	129,314,333	
		S62(7)830号	S62.4.14	8,543,000			
		S62(7)831号	S62.4.14	24,137,833			
5	福井地裁	S62(7)89号	S62.5.11	22,168,000	S62.11.2	20,251,200	
6	東京地裁	S62(7)6235号	S62.5.11	101,934,200	S63.3.11	133,245,999	
		(S62(7)8645号)	S62.6.24	13,758,000	H1.1.18	26,263,800	
		(S62(7)14889号)	S62.10.30	48,637,471			
		(S63(7)2357号)	S63.2.26	59,767,479			
		(S63(7)13023号)	S63.9.22	6,360,000			
		(S63(7)16795号)	S63.11.29	7,440,000			
7	千葉地裁	S62(7)816号	S62.6.24	20,442,000	S63.3.1	15,930,000	
8	神戸地裁	S62(7)1064号	S62.7.17	77,362,450	S63.8.23	60,543,025	
9	仙台地裁	S62(7)1023号	S62.9.3	43,420,800	S62.11.2	20,000,000	※
10	名古屋地裁	S62(7)4138号	S62.12.17	9,720,000	S63.8.23	7,388,000	
11	大阪地裁	S63(7)11463号	S63.2.7	12,710,000	H3.3.28	8,400,000	
12	東京地裁	S63(7)5666号	S63.5.6	75,389,000	H2.5.21	82,814,299	
13	広島地裁	S63(7)508号	S63.5.13	55,600,000	H5.1.25		
14	東京地裁	S63(7)17548号	S63.12.13	1,148,299	H2.3.28	613,344	
15	名古屋地裁	H1(7)	H1.4	1,344,000	H2.2.1	784,000	
16	名古屋地裁	H1(7)304号	H1.8.11	18,900,000	H2.2.20	17,900,000	
17	名古屋地裁	H1(7)3244号	H1.11.6	1,300,000	H3.5.8	1,397,410	
18	東京地裁	H2(7)2891号	H2.3.14	2,100,000	H3.4.23	1,760,000	
19	東京地裁	H2(7)10233号	H2.7.	6,574,000	H2.8.3	541,400	※
20	東京地裁	H2(7)15966号	H2.12.17	4,590,000		3,500,000	
21	東京地裁	H4(7)5490号	H4.4.7	1,927,800,000	H8.3.18	1,600,000,000	
22	東京地裁	H4(7)15714号	H4.9.10	85,372,222	H9.2.12	30,892,000	
23	東京地裁	H5(7)3102号	H5.2.23	507,590,764		500,000,000	
		H5(7)15929号	H5.8.25	368,910,000			
24	東京地裁	H5(7)6307号	H5.4.7	2,531,000,000		2,000,000,000	
25	東京地裁	H5(7)11484号	H5.6.24	4,330,691	H6.12.29	2,565,345	
26	前橋地裁	H5(7)458号	H5.11.30	21,300,000	H11.9.9	19,970,000	
27	東京地裁	H5(7)25083号	H5.12.29	14,630,000	H7. 1	5,000,000	
28	東京地裁	H5(7)21920号	H6.1.27	80,600,000			
29	新潟地裁	H6(7)105号	H6.2.24	13,000,000	H13.7.30	38,700,000	
		H6(7)567号	H6.10.20	85,540,000			
30	福岡地裁	H6(7)231号	H6.3.1	88,552,800	H11.6.11	73,125,700	
31	東京地裁	H6(7)7282号	H6.3.7	1,231,000	H6.10.11		
32	高松地裁	H6(7)174号	H6.4.6	7,260,000	H8.12.3	7,150,000	
	高松高裁	H8(ネ)516号	H8.12.3		H10.6.2	9,000,000	
33	長野地裁	H6(7)146号	H6.5.24	39,330,000	H8.12.19	19,758,000	

	裁判所	事件番号	提 訴 日	請求金額	和解日	和解金額	
34	福岡地裁	H6(ワ)2483号	H6.7.21	150,000,000	H11.11.25	100,000,000	
35	名古屋地裁	H6(ワ)2566号	H6.7.21	124,106,783	H12.10.19	6,000,000	
		H7(ワ)393号	H7.2.6	22,345,070			
36	東京地裁	H6(ワ)16142号	H6.8.11	31,330,000		30,000,000	
37	前橋地裁	H6(ワ)331号	H6.9.26	7,000,000	H11.9.9	6,560,000	
38	津地裁	H6(ワ)366号	H6.12.8	47,300,000	H8.4.10	3,000,000	
39	新潟地裁	H6(ワ)703号	H6.12.28	86,812,564	H13.12.25	40,000,000	※
40	東京地裁	H7(ワ)1187号	H7.1.26	63,336,000		30,000,000	
41	東京地裁	H7(ワ)13265号	H7.7.6	12,700,000	H7. 9	10,700,000	※
42	仙台地裁	H7(ワ)867号	H7.7.6	9,566,752	H10.11.16	5,500,000	
43	京都地裁	H7(ワ)1971号	H7.8.1	75,709,997	H14.10.25原告勝訴判決		
	大阪高裁	H14(ホ)3637号	H14		H16.3.5	53,739,289	
44	東京地裁	H7(ワ)18944号	H7.9.27	103,500,000	H10.6.19	129,000,000	
45	大阪地裁	H8(ワ)1408号	H8.2.14	54,392,151	H13.11.30原告勝訴判決		
		(H8(ワ)3616号)	H8.4.9	25,500,000			
		(H8(ワ)5726号)	H9.6.11	62,598,939			
		(H8(ワ)1104号)	H10.2.10	68,337,504			
	大阪高裁	H14(ホ)378号	H14		H14.7.23	198,000,000	
46	東京地裁	H8(ワ)2899号	H8.2.19	114,873,000	H11.8.30	63,699,090	
47	福岡地裁	H8(ワ)1103号	H8.4.8	532,414,459	H11.2.1	370,000,000	
48	東京地裁	H8(ワ)10055号	H8.5.30	50,720,000	H12.1.26	45,000,000	
49	東京地裁	H8(ワ)10622号	H8.6.6	84,642,000	H12.1.20	54,000,000	
50	東京地裁	H8(ワ)11201号	H8.6.14	1,327,980,000	H11.12.24	1,100,000,000	
51	新潟地裁	H8(ワ)332号	H8.6.18	99,754,000	H12.8.2	40,000,000	
52	大阪地裁	H8(ワ)6612号	H8.6.27	54,284,525	H11.2.25	27,150,000	
53	神戸地裁	H8(ワ)1782号	H8.9.20	11,000,000	H13.1.16	9,000,000	
54	横浜地裁	H8(ワ)3296号	H8.9.20	86,852,923	H10.3.30	85,774,820	
55	東京地裁	H8(ワ)1782号	H8.12.16	20,430,000	H10.3.26	10,300,000	
56	東京地裁	H9(ワ)7046号	H9.4.10	62,985,000	H11.10.14	43,550,000	
57	東京地裁	H9(ワ)7471号	H9.4.16	21,620,000	H11.3.10	14,500,000	
58	東京地裁	H9(ワ)11104号	H9.6.4	27,480,000	H11.9.29	22,000,000	
59	甲府地裁	H9(ワ)460号	H9.10	50,000,000	H13.6.22原告勝訴判決		
	東京高裁	H9(ホ)3838号	H13.6		H14.2.22	38,650,000	
60	神戸地裁	H9(ワ)1066号	H9.12.22	33,242,362	H12.4.20	6,500,000	
61	東京地裁	H10(ワ)8044号	H10.4.15	101,863,683	H11.12.20	80,102,184	
62	京都地裁	H10(ワ)1085号	H10.4.24	47,670,000	H11.2.18	58,560,000	
63	東京地裁	H10(ワ)29029号	H10.12.15	3,278,310,000	H14.10.17	2,000,000,000	
64	東京地裁	H11(ワ)3331号	H11.2.15	131,515,117	H11.12.9	49,405,000	
65	東京地裁	H11(ワ)6200号	H11.3.19	12,804,920	H12.10.19	5,400,000	
66	東京地裁	H11(ワ)17288号	H11.8.3	10,138,000	H11.9.13	4,949,000	
67	新潟地裁	H12(ワ)2号	H11.12.28	9,536,000	H14.12.9	5,000,000	
68	神戸地裁	H12(ワ)690号	H12.8.31	31,304,120	H14.6.26	16,000,000	
69	神戸地裁	H12(ワ)711号	H12.9.5	45,050,000	H13.5.8	39,000,000	
70	東京地裁	H12(ワ)21308号	H12.10.12	49,139,973	H13.7.17	29,140,642	
71	大阪地裁	H12(ワ)1550号	H12.11.25	31,798,346	H13.6.15	20,000,000	
72	新潟地裁	H13(ワ)1号	H13.1.5	11,250,000	H14.1.18	9,300,000	

	裁判所	事件番号	提 訴 日	請求金額	和解日	和解金額	
73	大阪地裁	H13(ワ)13297号	H13.12.14	70,301,000	H15.6.26	原告勝訴判決	
	大阪高裁	H15(ホ)2362号	H15.		H16.2.12	79,637,500	
74	長野地裁	H13(ワ)435号	H13.12.25	33,096,250	H15.11.7	21,000,000	
75	新潟地裁	H14(ワ)111号	H14.2.28	22,935,200	H16.3.10	15,000,000	
76	新潟地裁	H14(ワ)345号	H14.6.24	36,300,000	H14.11.21	30,000,000	
77	東京地裁	H14(ワ)21316号	H14.10.2	135,572,204	H17.12.22	4,000,000	
78	東京地裁	H15(ワ)●号	H15.1.24	3,860,000	H15.	4,000,000	※
79	静岡地裁	H15(ワ)394号	H15.4.1	10,637,400	H15.11.17	6,648,375	
80	東京地裁	H15(ワ)17530号	H15.7.31	148,250,000	H20.6.9	128,000,000	
81	東京地裁	H15(ワ)23179号	H15.10.9	824,394,538	H21.10.22	100,000,000	
82	東京地裁	H16(ワ)1198号	H16.1.21	150,410,000	H19.3.7	90,000,000	
83	大阪地裁	H16(ワ)1811号	H16.2.16	70,783,575	H16.7.22	58,153,575	
84	東京地裁	H16(ワ)11047号	H16.5.26	35,271,000	H17.2.4	27,391,000	
85	東京地裁	H16(ワ)14422号	H16.7.7	5,930,569	H17.2.3	3,495,000	
86	横浜地裁	H16(ワ)2781号	H16.8.9	31,485,450	H16.11.5	31,485,450	※
87	東京地裁	H16(ワ)●号	H16.12.10	2,210,000	H17.1.31	2,210,000	※
88	東京地裁	H16(ワ)27265号	H16.12.22	49,223,023	H19.5.29	原告勝訴判決	
	東京高裁	H19(ホ)3130号	H19.5.31		H20.2.4	49,000,000	
89	東京地裁	H17(ワ)2728号	H17.2.15	224,430,832	H18.12.13	136,690,000	
90	福井地裁	H17(ワ)9号	H17.3.31	53,293,000	H18.10.13	40,000,000	
91	横浜地裁	H17(ワ)1413号	H17.4.22	9,177,000	H18.6.2	8,247,000	
92	東京地裁	H17(ワ)10995号	H17.6.3	92,287,260	H19.7.9	38,260,000	
93	東京地裁	H17(ワ)16732号	H17.8.15	24,833,000	H18.1.16	20,000,000	
94	福島地裁	H17(ワ)183号	H17.8.19	7,918,790	H17.12.7	2,500,000	
95	東京地裁	H17(ワ)25929号	H17.12.12	5,422,100	H18.10.2	3,781,600	
96	名古屋地裁	H18(ワ)4265号	H18.10.24	156,849,000	H21.4.23	100,000,000	
97	熊本地裁	H19(ワ)292号	H19.3.9	7,362,883	H19.5.7		
98	東京地裁	H19(ワ)9874号	H19.4.19	20,000,000	H20. 8	1,750,000	
99	東京地裁	H19(ワ)14131号	H19.6.6	114,623,500	H22.11.25	原告勝訴判決	
	東京高裁				訴訟外和解成立		※
100	東京地裁	H19(ワ)18872号	H19.7.24	51,010,000	H21.4.17	21,000,000	
101	京都地裁	H19(ワ)2552号	H19.8.23	464,699,350	H21.7.8	47,000,000	
102	東京地裁	H19(ワ)34308号	H19.12.21	23,851,200	H20.7.9	18,000,000	
103	神戸地裁	H20(ワ)528号	H20.2.27	11,524,263	H21.5.26	6,500,000	
104	新潟地裁	H20(ワ)393号	H20.6.2	129,895,027	H22.6.18		
105	東京地裁	H20(ワ)19967号	H20.7.18	293,170,000	H22.3.17	35,000,000	
106	東京地裁	H20(ワ)24052号	H20.8.28	27,660,900	H22.3.30	5,000,000	
107	神戸地裁	H20(ワ)2909号	H20.10.16	9,371,156	H21.6.15		
108	神戸地裁	H21(ワ)1053号	H21.4.10	60,176,600	H22.5.26	43,500,000	
109	神戸地裁	H21(ワ)1151号	H21.4.20	68,200,000	H21.10.1	50,000,000	
110	鳥取地裁	H21(ワ)170号	H21.4.23	27,287,580	H26.7.10		
111	名古屋地裁	H21(ワ)7634号	H21.12.14	15,820,000	H23.7.6	7,700,000	
112	東京地裁	H22(ワ)32472号	H22.8.26	22,726,000	H23.6.7	3,700,000	
113	新潟地裁	H22(ワ)830号	H22.10.5	38,500,000	H24.6.6	28,000,000	
114	大阪地裁	H22(ワ)1277号	H22.11.19	1,608,450	H23.1.14	1,608,450	
115	東京地裁	H23(ワ)14523号	H23.4.28	1,555,400	H23.6.22	800,000	※

	裁判所	事件番号	提 訴 日	請求金額	和解日	和解金額	
116	東京地裁	H23(ワ)22156号	H23.7.4	3,074,519	H23.8.9	1,795,018	※
117	東京地裁	H23(ワ)39040号	H23.12.2	64,074,760	H23.1.14	家裁で和解成立	※
118	東京地裁	H23(ワ)14543号	H23.4.28	1,555,400	H23.6.22	800,000	※
119	大阪地裁	H24(ワ)5033号	H24.5.14	10,322,020	H24.6.25	10,000,000	
120	東京地裁	H24(ワ)18265号	H24.6.26	39,732,000	H25.3.29	33,892,000	
121	東京地裁	H24(ワ)19657号	H24.7.9	298,118,710	H26.12.25	80,000,000	
122	松山地裁	H24(ワ)117号	H24.10.18	38,890,000	H25.3.14	38,890,000	※
123	佐賀地裁	H24(ワ)630号	H24.11	4,368,578	H25.9.19	1,500,000	
124	東京地裁	H25(ワ)26639号	H25.10.9	253,670,310	H27.7.8	130,500,000	
125	東京地裁	H25(ワ)33001号	H25.12.16	1,619,755	H26.1.22	2,381,455	※
126	東京地裁	H25(ワ)12762号	H28.4.18	92,608,900	H29.3.27	20,000,000	
				18,402,752,149		11,430,953,703	

※は、訴訟外和解例

本日はこのような場を設けていただきありがとうございます。

小川さゆりと申します。

私の両親は 20 歳前後の頃旧統一教会に入信し、合同結婚式で結婚しました。

私はその二人の元に生まれ、二世信者として育てられました。

父は元教会長で、母は政治面でも教会から出馬した議員の選挙活動を手伝ったり、ウグイス嬢をしていたりと、双方がとても熱心な信者でした。

そのため、生まれた頃から自分の意思に関係なく礼拝参加や、“教義本”“訓読の強制、恋愛禁止などを教えられ、それらを破った場合、地獄に落ちるなどと脅す教育を受けてきました。

教会では「神の子」として褒め称えられますが、実際の生活にはあまりにもギャップがありました。

両親は多額の献金を繰り返し、生活はとても苦しく、

私は幼少期から学生時代にかけて、見た目の貧しさから長期に渡っていじめを受けてきました。

また、両親が親戚中を勧誘したり、お金を要求したり、

そのことで怒られているところもたびたび見させられてきました。

私が高校生になってから卒業後の 2 年間、アルバイト代の 200 万円ほどの給与も、ほぼ全て両親に没収されてきました。

また同時期に、介護が必要になった祖母に対し、家族が暴言・暴力を振るうようになりました。

それでも両親と、両親の信じた教会を信じたかった私は、祝福結婚を受けるための修練会に参加しますが、そこで公職者からセクハラを受けました。

そして、その原因は「あなたに悪霊が憑いているからだ」と言われ、

韓国の清平（チョンピョン）という除霊施設の修練会に参加します。

しかしそこでは精神崩壊した信者たちを数多く目の当たりにしました。

私はそういった教義の矛盾や家族崩壊からのストレスで、精神の安定を保つことが難しくなり、

精神疾患を追い、精神病棟に入院しました。

しかしその際、隠して貯めていた貯金を母親に無断で全額引き落とされていました。

退院し、帰国後も精神に支障をきたし、引きこもるようになりました。

その頃、母が自分のことを「家にお金も入れないでいつになったら働いてくれるのか。」と厄介者扱いしていることを知り、限界を感じ、家を出たのち、脱会しました。

私は今回の安倍元首相“暗殺事件”の後、自分と同じように苦しんでいる

多くの被害者方々の存在を知り、宗教による被害をなくしたいと思いました。

そのために、現役信者、元信者を対象に、現在被害のアンケート調査を実施しています。

そこで寄せられた被害について、一部紹介致します。

ある方は、信仰を強制され、鬱で不登校になってしまいました。

また、小学校の頃から、信仰を破ると最大3日間断食させられるなど罰を受けたという方、

兄弟共に学費を使い込まれた方や、大学に行っていないのに奨学金を借りて生活費に使われた方、

この方はそれでも兄弟の学費を自ら稼いで肩代わりしましたが、結局両親は自己破産していました。

また、妊娠中に子供を材料に霊能者に脅迫されて献金させられたという方、

その他にも多くの被害内容が私の元に寄せられています。

では、なぜこのような被害が繰り返されるのか、その構造的な問題を説明させていただきます。

1

旧統一教会は韓国に本部があります。日本と韓国の関係と言うのは、聖書に出てくるアダムとイブに準えて、アダム国家とエバ国家と言うように定義されていて、アダム国である韓国にエバ国である日本が経済を助けなければならないという教えになっています。そのため毎月日本の教会には莫大なノルマが課せられ、そのお金は韓国へ送金されます。

2

これがなぜ子供の被害に繋がるかと言うと、教義によって「そうしないと不幸が起こる」とか、「あなたの先祖や子孫が地獄へ行く」などと脅迫され、献金のために家庭を犠牲にすることはむしろ功績とされたりするので、信仰の強い親は多額の献金を繰り返して、拒否権のない子供たちは貧困を強要されられたり、働ける年齢になるとお金を本人の意思関係なく奪われたり、進学が制限されたりということが起こります。

また、旧統一教会では連帯責任と言う教えがあり、家族全員が信仰していないと皆が地獄に落ちると言われるため、信仰は脅迫を伴って強制されているということを知っていただきたいです。

3-1

また、競技によって親は子供を守ろうとしていたり、子供もまた親を信じたいと思っているので、

双方が被害者意識も加害者意識も持てていないということが非常に多いです。

その中でも、助けてもらいたいと思った子供が、行政に相談するとどうなるかと言うと、

3-2

今の日本では、明らかな虐待や相談に値する案件であっても、国や行政は宗教的な理解が乏しいので、宗教と言うことを理由に、受け入れてもらえないということが常態化しています。

4

また法律面がどうなっているかと言うと、日本では子供についての法整備がやっと進んで

きましたが、子供の権利条約にあるような法律の導入はなく、子供の権利が放置されてきました。

献金被害についても、整備する法律がなく放置されたままです。

こういった人を脅してお金を取るようなカルト教団も宗教法人法と信教の自由で保護されてしまっています。

宗教法人法の中に、文化庁が裁判所へ解散請求をして、裁判所が認めれば団体を解散させて、一般団体になると言う部分があるのですが、文化庁は頑なにこれをしないと言う態度を貫いています。

なぜこのようなことが起きているかと言うと、その大きな原因のひとつに旧統一教会の政治家への活動が大きな原因として挙げられています。

フロント団体を含めて行政や政治家に接近し選挙応援する代わりとして、権威を利用している協力関係を長年築いてきました。

その結果、こういったカルト教団や被害者が30年以上放置されて、今も日本の行政は問題解決に非常に消極的になっていて、これが被害者を今でも生み出している大きな原因となっています。

宗教による児童虐待や権利侵害についてはこちらのスライドをご確認ください。

時間の都合上読み上げることは省略しますが、旧統一教会に限らず、エホバの証人の二世などからも悲痛な声が沢山届いているためご紹介させていただきます。

児童虐待の他にも合同結婚で韓国に行ったものの洗脳が解けて後悔している人がいます。

国家間で協力のうえ日本に帰れる場所を用意して頂きたいです。

旧統一教会の施設が集まる清平（チョンピョン）では、現在建設中の天苑宮（てんえんぐう）の建設費用に、総額300億円が必要だと言われています。

また今後、日本での1000件規模の被害に対して賠償をする必要があると思われます。

教会はこれだけの巨額の資金を現役信者の方から、また集める必要があります。

被害者への賠償のために新たに被害者を作ってはいけません。

韓国本部から献金被害などのお金を取り戻すため、国際的な協力体制をお願いしたいです。

また、最大の資金源である日本教会の大幅な減収から、韓国本部から統一教会の拠点がある世界各国の各家庭に対して、1家庭約10万円の献金要請が出されています。

このカルト教団の拠点がある各国の皆さまにおかれましては厳重な警戒をされるべきだと思います。

被害者を救い、再発を防ぐため、私は国内では次のお願いをしています。

まず、献金や靈感商法により人生を狂わされ、苦しんでいる数多くの人たちの1日も早い救済、被害防止のため、今の臨時国会で、高額献金を規制する法律を必ず成立させていたきたいということ

そして、違法な契約や恐怖心を煽る教義、児童虐待などを理由に、新しい法律で団体そのものを規制・解散できるようにしていただきたいということ

また、行き過ぎた信仰により子供の人権が脅かされていることから、困難や虐待に遭っている子供を守る法律や仕組みを作っていただきたいということと、どのような理由であっても、子供の利益を最優先に考えて動ける組織を作っていただきたいということ

そして、旧統一教会の色々な活動に関わりのある政治家の権威が利用されてしまい、結果的に勧誘や被害を拡大させてしまったので、政治家側の行動基準について法律でルールを決めていただきたいです。

最後に、国際社会の皆様へお願いがあります。

日本はこどもの権利条約に批准しているにも関わらず、こどもの権利に関して法整備や世間の理解が非常に未熟な面があります。いま、日本の国内にはどうにか責任や根本的解決から逃げようという人たちがいます。

一方でこの問題の解決のために真剣に向き合ってくださっている議員や行政の方々がいま

す。

私は、日本が被害者やこどもの権利を守れる国であってほしいと思っています。

そのために頑張っている議員や行政の方々を後押しするために、国連やカルト教団に打ち勝った国の皆さんのお力を日本に貸してください。

どうかよろしくお願いいたします。

宗教2世の声を聴いていただきありがとうございました。